





ECB -量的緩和の規模を縮小、期間は延長-

<量的緩和の規模半減と期間延長を発表>

10月26日(現地時間)、ECB(欧州中央銀行)理事会は、政策金利を据え置きました。

量的緩和策については、2018年1月から、現在月額600億ユーロとしている債券買い入れを、月額300億ユーロに半減する一方で、期間は2018年9月まで9ヵ月延長することを決定しました。

ドラギ総裁は、ユーロ圏の経済見通しは改善し成長のリスクはほぼ均衡しているものの、コアインフレ率が上昇トレンドにある明確な兆候はないと述べ、大規模な金融刺激策が依然として必要であることを示唆しました。

<ユーロの動向>

ユーロは2017年に入り、ECBが6月に追加利下げの可能性を排除したことなどから、市場にECBが金融緩和の修正に動くとの期待が広がり、ユーロ高が進展しました。その後9月に、ドラギ総裁が10月理事会で量的緩和政策の縮小を決定すると発表したことを受け、軟調に推移していました。

今回の決定は市場の予想通りでしたが、必要であれば債券購入の規模や期間を拡大する選択肢が残されたことなどからハト派的な政策と見られ、ユーロは下落しました。10月26日の海外終値は1ユーロ=1.165米ドル、132.79円となっています。

<今後の見通し>

ECBは2015年に量的緩和政策を導入し、大規模な債券購入はユーロ圏の借り入れコストの抑制や成長率の押し上げに寄与してきました。但し、インフレ率の伸びは弱く、ECBの目標である2%を下回った状態です。

ECBは債券購入が終了するまで政策金利を維持する 姿勢を示しており、量的緩和政策の終了に向けて 周辺国への影響を考慮し可能な限り慎重に出口戦 略を進めるものとみられます。

<政策金利の推移>



11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年

<ユーロの推移>



<消費者物価指数>



11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年

出所: Bloomberg

■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。 ■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
■当資料に記載されている今後の見通 し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。
■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来 の運用成果等を約束するものではありません。
■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗(支店担当者)経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%(但し、最低 2,700 円)の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- ●株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。 また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による 損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および運用 管理費用(信託報酬)等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には 価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会